

御社の「人材」を「人財」に変えるお手伝いをいたします

office TOKEN

TOKEN 通信

2020/No.2

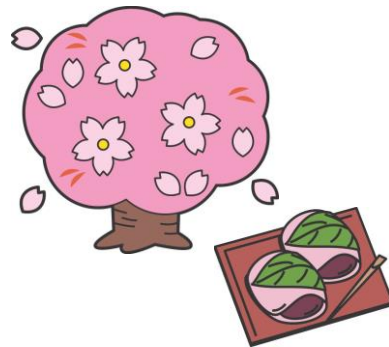
東京都目黒区原町2-13-2

特定社会保険労務士 田邊 武範  
行政書士

TEL 03-3714-6916 FAX 03-3715-5163

URL . <http://www.office-token-sr.com/>

E-mail . [tanabe@office-token-sr.com](mailto:tanabe@office-token-sr.com)



① 2020年4月より64歳以上の被保険者についても雇用保険料が発生します。

雇用保険の被保険者のうち、4月1日現在で64歳以上の方については雇用保険料が免除されていますが、**2020年4月よりこの免除が廃止され64歳以上の被保険者についても雇用保険料が発生します。**

① いつから保険料を徴収するの???

**2020年4月1日以降に締日が到来する給与からになります。**

例えば…

- ・月末締め 翌月10日支払いの場合 - 5月10日支給分(4月1日~4月30日分の給与)より徴収します
- ・15日締め 当月25日支払いの場合 - 4月25日支給分(3月16日~4月15日分の給与)より徴収します

② 2020年度の雇用保険保険料のお知らせ(前年度と変更はございません)

	労働者負担	事業主負担	失業等給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率	雇用保険料率
一般の事業	3/1000	6/1000	3/1000	3/1000	9/1000
農林水産 清酒製造の事業	4/1000	7/1000	4/1000	3/1000	11/1000
建設の事業	4/1000	8/1000	4/1000	4/1000	12/1000

② 2020年3月分(4月納付分)から協会けんぽの保険料率が改定されました。

2020年度の協会けんぽの健康保険料率及び介護保険料率は**本年3月分(4月納付分)**からの適用です。

	2020年2月まで	2020年3月~
健康保険料(東京支部)	9, 90%	9, 87%
健康保険料(神奈川支部)	9, 91%	9, 93%
健康保険料(埼玉支部)	9, 79%	9, 81%
介護保険料	1, 73%	1, 79%

**給与計算の際は控除する保険料の金額にご注意ください。**

③ 2020年4月より時間外労働の上限規制が中小企業にも適用されます。

「働き方改革」の下、昨年4月から大企業を対象に時間外労働の上限規制が始まりました。時間外労働の削減については多くのメディアでも取り上げられてきており、各企業で多様な取組みがなされているところですが、いよいよ今年の4月から中小企業も規制の対象となります。

また、中小企業において猶予されていた**月60時間を超える時間外労働の法定割増賃金率50%以上**の規定についても、**2023年から適用が始まります**ので、長時間労働が常態化している会社においては今後、時間外労働を60時間以内に削減する取組みが必要です。

① 時間外労働の上限とは…

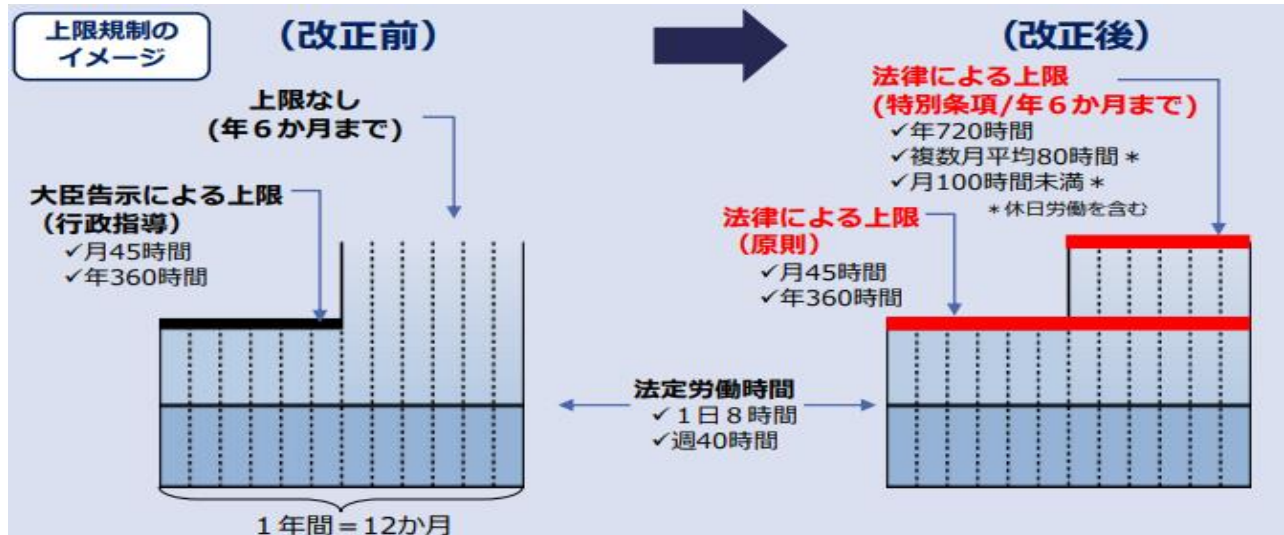
これまで36協定で定めていた時間外労働の上限については厚生労働大臣の告示(**月45時間、年間360時間**)によって定めていました。

告示による上限は、**罰則による強制力がなく、また、特別条項を設けることで上限なく時間外労働を行わせることが可能**となっていました。

今回の改正により以下のように罰則付きの上限が法律に規定され、さらに、臨時的な特別な事情がある場合にも上限が設けられました。

## ② 改正によって何が変わったの???

- 1、**労働基準法上**、時間外労働の上限は原則として**月45時間、年間360時間**となり、臨時的な特別の事情がなければこの上限を超えることはできません。(上限時間は今までと変わりありません)
- 2、 臨時的な特別の事情があつて**労使が合意する場合(特別条項)**でも以下を遵守しなければなりません。
  - (1)時間外が月45時間を超えていいのは**年6回**まで
  - (2)時間外労働が**年720時間以内**
  - (3)**時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満**
  - (4)時間外労働と休日労働の合計について「**2ヶ月～6ヶ月平均**」のすべてが**1ヶ月当たり80時間以内**
- 3、 違反については**罰則(6ヶ月以下の懲役または30万円以下の罰金)**が適用されます。



## ③ 業種によっては適用が猶予・除外となる事業、業務があります。

- 1、 新技術・新商品等の研究開発業務(専門的、科学的な知識、技術を有する者が従事する新技術、新商品等の研究開発の業務)については、**上限規制の適用が除外**されています。
- 2、 以下の事業・業務については、**上限規制の適用が5年間猶予**されます。

事業・業務	猶予期間中の取扱い (2024年3月31日まで)	猶予後の取扱い (2024年4月1日以降)
建設事業	上限規制は適用されません。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害の復旧・復興の事業を除き、上限規制がすべて適用されます。</li> <li>●災害の復旧・復興の事業に関しては、時間外労働と休日労働の合計について、                             <ul style="list-style-type: none"> <li>✓月100時間未満</li> <li>✓2～6か月平均80時間以内</li> </ul>                             とする規制は適用されません。                         </li> </ul>
自動車運転の業務		<ul style="list-style-type: none"> <li>●特別条項付き36協定を締結する場合の年間の時間外労働の上限が年960時間となります。</li> <li>●時間外労働と休日労働の合計について、                             <ul style="list-style-type: none"> <li>✓月100時間未満</li> <li>✓2～6か月平均80時間以内</li> </ul>                             とする規制は適用されません。</li> <li>●時間外労働が月45時間を超えることができるのは年6か月までとする規制は適用されません。</li> </ul>
医師		具体的な上限時間は今後、省令で定めることとされています。
鹿児島県及び沖縄県における砂糖製造業	時間外労働と休日労働の合計について、 <ul style="list-style-type: none"> <li>✓月100時間未満</li> <li>✓2～6か月平均80時間以内</li> </ul> とする規制は適用されません。	上限規制がすべて適用されます。

※1-建設事業とは「土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又はその準備の事業」また、「建設事業に関連する警備(交通誘導警備に限る)」をいい、**作業員のみではなく現場監督や事務員も含まれます**

※2-自動車運転の業務とは「人や物を運ぶ業務」をいい、主としてその業務に従事する者のみが適用を猶予されます。ですので、**運送会社の事務員や荷役作業員、運行管理者は猶予の対象外です**